

鯖江市議会・市民創世会

大門よしかずレポート



鯖江市新横江1丁目7-22 TEL/FAX(0778)52-7488 携帯090-6810-2462



元旦のHABテレビより

年頭に当たり

新年明けましておめでとうございます。旧年中は何かとご支援ご指導を賜り誠にありがとうございました。どうぞ本年もよろしくお願いたします。

さて、昨年は北九州豪雨が大変な被害をもたらしました。また、超大型台風21号が本市にもたくさんの爪痕を残し、災害の多い一年でした。被害に遭われた方々には心よりお見舞い申し上げます。

今年はいよいよ福井しあわせ元気国体・元気大会が県下全域で開催されます。鯖江市でも体操競技やなぎなた競技を始め、多くの競技が行われます。鯖江を訪れる選手や関係者、観客の皆様を温かくお迎えし、良い思い出を持って帰って頂けるよう、環境美化やあいさつに気を配りたいものです。

今年一年が皆様方にとり幸多い年でありますようご祈念申し上げます。

12月議会一般質問より

高齢者や若者の貧困が社会問題化している今、鯖江

市の現状と、生活保護制度、生活困窮者自立支援制度とはどのような制度なのか正しく理解する必要があります。

生活保護制度は生活に困窮する者に対しその困窮の度合いに応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的とした制度です。生活保護扶助費は年々伸び続け、国の平成26年当初予算で約3兆8千億円となっています。

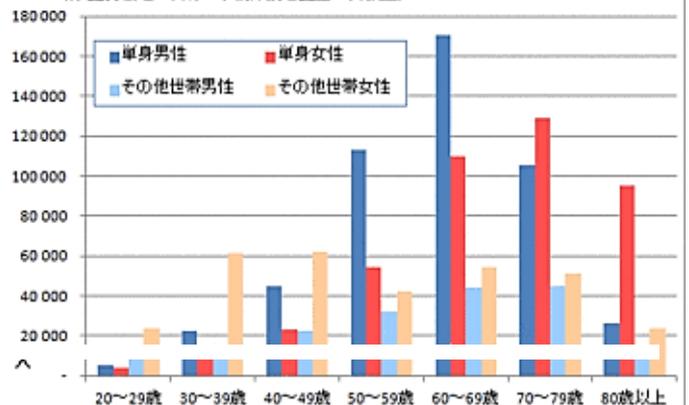
2015年の65歳以上の高齢者の人口は約3,394万人ですが、2025年には3,658万人に増加し、2045年には約3,857万人に増加すると予測されています。実に463万人も増加します。

その結果、年金だけでは暮らせず、生活保護に頼らざるを得ない高齢者がふえることは間違いないと思われます。厚生労働省によると、生活保護受給世帯のうち65歳以上の高齢者を中心とする世帯は2017年8月時点で過去最多の約86万世帯、優に5割を超えています。そのうち9割は単身であると指摘されています。公的扶助に頼らざるを得ない高齢者が増え続けることは避けられません。

また、一人暮らしの女性が増え、20歳から64歳の単身女性の3人に1人が貧困状態とする調査結果もあります。低所得の独身男性も含めて、今後、大きな問題となるのではないのでしょうか。

生活保護受給者 年齢構成比・男女比

(厚生労働省:平成21年被保護者全国一斉調査)



インターネットより

◎生活保護制度の目的と基本原理

日本国憲法第25条に規定する「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」という理念に基づいています。

基本的な原理は3点

- ① 無差別平等の原理・・・生活に困窮した場合、その原因が何であれ、生活保護法に定める要件を満たす限り、無差別平等に生活保護を受けることができる。
- ② 最低生活の保障の原理・・・生活保護で保障される生活水準は健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなくてはならない。
- ③ 保護の補足性の原理・・・生活保護はその世帯において利用し得る資産や能力等、あるいは親子、兄弟などの扶養援助や年金等、他の制度で受けることが可能な扶助等、あらゆるものを活用した上で、不足分が補足される。

つまり、働く能力のある人は、生活保護を受ける前にまず、その能力に応じて働き、収入を得ることが要件となります。

つまり、働く能力のある人は、生活保護を受ける前にまず、その能力に応じて働き、収入を得ることが要件となります。

す。扶養援助を優先し、あらゆる収入や資産等を活用してもなお生活保護法で定める最低生活費に満たない場合、その不足する分だけが保護費として支給されます。

◎鯖江市の現状は

全国では100人当たり1.68人が生活保護被保護者となっています。本市では0.181人の割合で全国を大きく下回っています。福井県では0.536人で、本市は県内で最も低い率となっています。

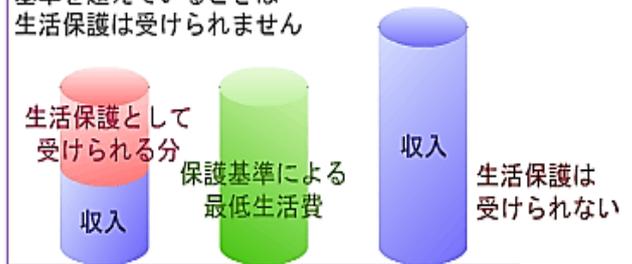
受給世帯の構成比率は、高齢者世帯が52.8%。高齢者世帯の増加が極めて顕著です。傷病者・障がい者世帯は28.3%。母子世帯は1.9%となっています。昨年度の生活保護扶助費の歳出額は2億2千万円余です。その内、高齢化により医療費が保護費全体の5割を超えています。

◎鯖江市の最低生活費は

65歳の単身世帯(障がいなし、年金を含めた収入なし、地代・家賃なしの場合)で月額67,310円。また、夫が70歳、妻が65歳の高齢者の2人世帯(上記と同じ条件)で、月額96,710円です(H29/12 現在)。この場合でも年金や収入等があれば、最低生活費との差額分が実際の支給額となります。

最低生活費を算出する基準は、市町村の所在地別に6つの級地区分に分けられ、それぞれに定められています。本市の場合、3級地-1という区分になります。

保護基準による、最低生活費と比較して、収入が少なければ、不足分の生活保護が受けられます。基準を超えているときは生活保護は受けられません



所感 年齢や身体、精神的に働くことができなく、生活に困窮している人は受給をしていただくことは当然です。

一方、働く能力のある人はプライドと生きがいを持って仕事にいそしみ、社会に貢献する生き方を選んでほしいと願います。

◎生活困窮者自立支援法の基本的な考え方

生活困窮者自立支援制度は平成27年4月から施行された生活困窮者自立支援法に基づいた制度。自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給、その他の支援を行うため制定されました。生活困窮者が生活保護に至らないよう自立の支援をしていくことを目的としています。

この制度では生活困窮者本人の意欲や思いを尊重し、本人の自己選択、決定を基本に経済的自立のみならず、日常生活自立や社会生活自立など、本人の状態に応じた自立支援を、尊厳の確保に配慮しながら目指しています。

◎支援事業の内容は

生活困窮者の自立を支援するため、各種の事業が設定されています。その中心が自立相談支援事業です。この事業では生活困窮者からの相談を受け、本人が抱えている課題を評価、分析し、そのニーズを把握します。ニーズに応じた支援が計画的かつ継続的に行われるような自立支援計画を策定し、その計画に基づいた各種支援を包括的に行うため、関係機関と連絡調整、就労支援や家計相談支援などを実施しています。

◎鯖江市における体制構築は

鯖江市自立促進支援センターを市役所2階の消費生活センター内に開設しました。現在、主任相談支援員、相談支援員、各1名を配置し、ワンストップ型の総合窓口として生活困窮全般についての包括的な支援を提供しています。

支援ネットワークとして、消防を含めた庁内16部署による鯖江市生きる支援庁内連絡会議、また鯖江市社会福祉協議会、ハローワーク等の関係機関と鯖江市自立支援ネットワーク推進会議を設置し、庁内以外の関係部署が相互に連携を図りながら横断的に取り組み、問題解決に向けての対応を効率的かつ効果的に推進しています。



市役所2階にある自立促進支援センター

◎支援状況と見えてきた課題は

新規の相談件数は平成27年度に120件、28年度に119件です。このうち自立支援計画を策定した件数は平成27年度で19件、28年度に30件です。

支援を通じて見えてきた課題として、多くの生活困窮者が金銭面での直接支援を求めてこられることです。これは当センターが自立に向けた包括的な支援機関であるということが正確に伝わっていない為です。今後も当センターの利用についてより一層正しい広報活動が必要であるということを強く感じています。

◎生活保護および自立支援制度の中での子供への支援内容

子供に対する直接的な支援としては、生活保護では小学校、中学校における学用品、通学用品、学校給食や入学準備に必要な学童服、ランドセル、靴、かばんなど、義務教育に伴う必需品について、教育扶助として支給しています。また、高校生についても、就学費、学費、支援費等として、生業扶助を支給しています。生活困窮者自立支援制度では貧困の連鎖を防止するため、子供に対する

学習支援事業として、退職された教員等のご協力を得ながら、毎週1回、文化の館で学習教室を実施しています。



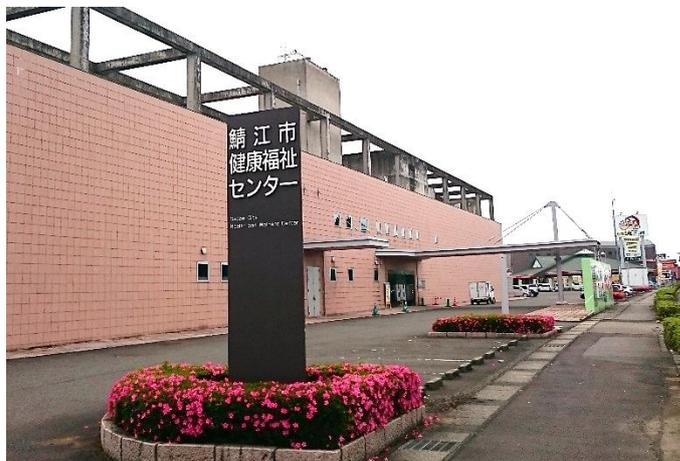
◎子どもの貧困対策法に基づく市の対応は

学校生活を送る上で必要な学用品や、学校給食、修学旅行にかかる費用などのほぼ全額を援助する準要保護児童生徒援助費支給制度があります。

国の単価基準が変更されたことに伴い、新入学児童・生徒学用品を小学校は40,600円、中学校は47,400円に引き上げます。また、新入学児童・生徒学用品費を入学前の2月下旬から3月に支給を前倒しできるよう対応しています。

また、お子様の就学に当たり、経済的な面を含め、いろいろなご支援が必要なご家庭と福祉の関係機関とをつなぐ役目を担うスクールソーシャルワーカー1名を配置しています。さらに、鯖江市独自の制度として、高校生、大学生を対象として、奨学資金貸与制度があります。

また、一人親家庭に対する支援として、小・中学生を対象に福井県母子寡婦福祉連合会が主体となり、健康福祉センターで年間36回、学習支援事業を行っています。それにより子供の学力、生活向上を目指した居場所づくりを提供しています。



また、安定した生活のため、児童扶養手当や福祉手当の支給、医療費助成事業を行っています。さらに、就職やキャリアアップにつながる資格や技能の習得、個人の状況に応じた自立支援プログラム策定など、母子・父子自立支援員を配置し、情報提供や相談体制をとっています。

◎民生委員・児童委員の役割と活動

民生委員法により定められている役割、職務として、住民の生活状態を適切に把握し、必要に応じて相談や助言、福祉サービスについての情報提供、関係行政機関への協力、社会福祉事業や活動への支援、児童健全育成に関する機運の醸成、このほか、住民の福祉の増進を図るための活動等が規定されています。

本市でも、日常的な訪問、相談活動といった見守りや支援、課題を抱えた人の発見と関係機関へのつなぎ、避難

行動要支援者名簿への登録活動、一人暮らし高齢者友愛訪問、健康寿命ふれあいサロン活動、歳末慰問や社会福祉協議会事業への協力など、数々の活動で市全体の福祉事業の一翼を担っていただいています。妊産婦から乳幼児、児童、生徒、青少年、障がい者、高齢者、母子家庭や生活困窮者等を対象に、日常的に継続して活動を展開していただき、心から感謝申し上げる次第です。今後もご近所福祉ネットワークや、地域包括ケアシステム等、地域福祉の中心的存在としての活動をお願いしたいと思います。

所感 福祉に係る職員の皆様には常に難しい判断を求められ、また、精神的負担が大きい場合もあると思います。また、民生委員の方々にはボランティアにもかかわらず行政の一翼を担い、地域社会の安心と安全のために貢献をしていただいております。関係の皆様に対して心からの敬意と感謝を申し上げます。

9月議会一般質問より

鯖江市の高年大学は全国でも珍しい専用の施設を構え、高齢者に生涯学習と数多くの活発なクラブ活動の場を提供しています。また、開設以来累計約2万人の受講生を数え、近隣の市町の住民にとっても羨ましがられる存在ではないでしょうか。その魅力と価値を十分にアピールすべきではないでしょうか。



◎高年大学の現状

近年の受講者はおよそ500人前後で推移しています。今年度の新規の受講生は70人です。平均年齢は74歳です。学習はA、B、Cの3コースに分かれ、自治経済、食育、ふるさとの自然、歴史など、多彩なカリキュラム編成の中から選択していただけるようなシステムになっています。クラブはパソコン、俳句、写真、各種スポーツなど26あります。

◎高年大学における学習システムについて

高年大学は4月に開講して11月までが開講期間です。A、B、Cの3コース、それぞれ3クラスに分かれ、9クラスとなっています。授業は週1回午前中のみとなっています。その他、全員学習とか、ボランティア活動などが行われています。受講生には資料代として年額3,000円、そして自治会費3,500円をお願いしています。

出席率が70%以上の受講生の方には終了証書をお渡ししています。昨年は330人の方にお渡ししました。

受講生の募集は、広報やホームページ、チラシ等による周知はもちろん、年5回ほど開催しています市民公開講座まちなか事業によるPR。毎年10月に開催する学園祭を一般の方にも開放し、広く市民の皆様への周知をしています。

◎市外者の受け入れに関する見解

高年大学は原則として市民の方の学ぶ施設です。その上で余裕がある場合には市外の方を受け入れています。今後、市外の希望者が増えてくる可能性もあるかと思えます。人数、受講料などを含め、自治会役員の方々とも十分協議をします。

◎高齢者に親しめるスポーツの普及について

本市は平成24年度から10カ年におけるスポーツ振興に向けた理念と目標を定めたスポーツ振興



スティックリング競技県大会の様子

計画を策定しています。高齢者スポーツの充実についても基本方針の一つとして取り組んでいます。

高齢化社会のなか、多くの市民に生涯を通じてスポーツに親しんでいただくことは健康長寿のまちづくりに向けて非常に効果のある施策です。今後も高齢者に向けた健康教室、サークルや競技種目の充実に向け、関係団体とのさらなる連携を図っていきます。

あとがき

この冬は12月早々に積雪となり、大雪も懸念されましたが、年明けは平穏に迎えられました。しかし、寒中でもあり、これからも降雪は続くと思われます。

高齢者の方が若さを保つには、適度な運動が大切です。雪かきは冬場の良い運動かも知れません。無理をせず、体を積極的に動かすようにして、この冬を乗り切ってください。